

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第645号）

2023年1月19日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

工業情報化部、中小零細企業の成長支援策を公表

工業情報化部は1月14日、国務院中小企業発展促進作業指導チーム弁公室が策定した『中小零細企業の安定成長、構造調整、体力強化にサポートする若干措置』を公表しました。中小零細企業の発展を後押しするため、中小零細企業に対する融資支援の強化や中小企業の上場支持を明記した他、自動車、グリーン・スマート家電の販売拡大などに関する既存の消費促進策を着実に実行することにも言及しました。

■ 直近の重要政策

財政政策

- ✓ **小規模増値税納付者の増値税減免等政策の明確化に関する財政部、税務総局の公告**
(財政部など、1/9)

金融政策

- ✓ **対外貿易企業のカロスボーダー人民元利用拡大への更なる支援、貿易投資利便化の促進に関する通知**
(商務部など、1/11)

**MIZUHO**

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

工業情報化部、中小零細企業の成長支援策を公表

工業情報化部は1月14日、国内経済を下支えする一環として、中小零細企業の成長支援策となる『中小零細企業の安定成長、構造調整、体力強化にサポートする若干措置』¹⁾(以下、若干措置)を公表しました。若干措置は、公表済みの政策が多く含まれているものの、既存政策を引き続き着実に実行していくとした上、中小零細企業の発展促進に向けた取り組みや23年の活動目標なども盛り込みました。

若干措置は、「成長の安定化と市場期待の回復」、「中小零細企業の構造調整と体力強化」の2つの方面から15項目の措置を打ち出しました。主な内容については図表1の通りです。

【図表1】 若干措置の主な内容

① 成長の安定化と市場期待の回復

- 公表済みの減税・料金引き下げ、雇用確保に向けた補助金などの政策を着実に実行する。中小零細企業に対するモニタリングを強化し、中小零細企業が抱える課題を遅滞なく把握し、的を絞った政策措置の実施を検討する。
- 再貸出などを活用する他、信用貸付、元本返済不要のロールオーバー、元金自由返済方式を導入するなど中小零細企業に対する融資支援を強化し、サプライチェーンの健全化を図る。
- 市場の需要を着実に拡大する。中小企業による設備更新と技術改良を支援する。政府調達における中小企業向けの枠を一時的に40%以上に高めるとの政策を23年末まで延長する。
- 自動車、グリーン・スマート家電の販売拡大や、農村部におけるグリーン建材、新エネルギー車の普及などに関する消費促進策を着実に実行する。
- 大手企業及びプラットフォームによる中小零細企業向け調達リストの公表を奨励し、クロスボーダー販促活動の展開により、中小零細企業の販路拡大にテコ入れする。
- コモディティ及び原材料価格の乱高下を防止するため、相場動向に対する監視を強化し、買い占めや価格つり上げなどの違法行為に対する取り締まりを徹底的に実施する。
- 知財保護に加え、中小零細企業に対する代金支払遅延に関する情報公開や監督管理、苦情対応などを強化する。

② 中小零細企業の構造調整と体力強化

- 中小零細企業に対する融資関連手数料・保証料の減免措置を引き続き実施する。23年末までに中小イノベーション企業15万社以上、「専精特新」中小企業(ある分野に特化した新興企業。各省の工業情報化庁により認定)8万社以上、「小巨人」企業(細分化された分野に集中的に取り組み、イノベーション能力と市場シェアが高く優れた中小企業)1万社以上を育成する。
- サプライチェーンにおける中小企業と大手企業の連携を促す。業種・地域ごとに中小企業と大手企業の需給を結び付けるマッチング活動を展開し、サプライチェーンの強靱化に取り組む。
- 中小企業のDX化や技術の実用化を促進し、企業の中核的競争力を高める。
- 中小企業による国内外標準の策定への参画を支持し、先進的な標準の導入を推進する。
- 知財管理の標準化を進め、中小企業向け知財運用ガイドラインを公表する。多様化した知財紛争解決メカニズムの整備に取り組み、知財紛争に対する行政裁判や調停、仲裁の実施を強化する。
- 直接金融の面で中小企業に対する支援を強化する。「専精特新」中小企業の上場を支援し、北京証券取引所での上場の迅速化を図る。政府系ファンドとの連携により、民間資本によるスタートアップ・新興企業へのベンチャー投資を誘導する。
- 周辺産業との協働を強化し、中小零細企業を含むサプライチェーン全体の発展を促進する。23年に中小企業に特化した国家級産業クラスター約100カ所を作り上げる。

(若干措置に基づき、中国アドバイザー一部作成)

¹⁾ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_0ac5cd8988084fff9e4a70da792baa10.html

また、中小零細企業の認定基準について、国家統計局が18年1月に公表した『統計上の大中小・零細企業の分類弁法(2017)』(以下、分類弁法)²に基づき、図表2の通りまとめています。

【図表2】中小零細企業の認定基準

業種	認定基準
農林漁業	✓ 売上高が2億元未満
工業	✓ 売上高が4億元未満、または従業員数が1,000人未満
建築業	✓ 売上高が8億元未満、または総資産が8億元未満
卸売業	✓ 売上高が4億元未満、または従業員数が200人未満
小売業	✓ 売上高が2億元未満、または従業員数が300人未満
交通運輸業	✓ 売上高が3億元未満、または従業員数が1,000人未満
倉庫業	✓ 売上高が3億元未満、または従業員数が200人未満
宿泊業	✓ 売上高が1億元未満、または従業員数が300人未満
飲食業	✓ 売上高が1億元未満、または従業員数が300人未満
通信業	✓ 売上高が10億元未満、または従業員数が2,000人未満
ソフトウェア及びITサービス業	✓ 売上高が1億元未満、または従業員数が300人未満
不動産開発業	✓ 売上高が20億元未満、または総資産が1億元未満
物件管理業	✓ 売上高が5,000万元未満、または従業員数が1,000人未満
リース及びビジネスサービス業	✓ 総資産が12億元未満、または従業員数が300人未満
その他 (研究開発及び技術サービス、環境施設の運営、文化、スポーツ、娯楽など)	✓ 従業員数が300人未満

² 『統計上の大中小・零細企業の分類弁法(2017)』では、大型、中型、小型と零細企業の分類基準を明記した。具体的には、以下のリンクをご参照ください。

http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjbz/201801/t20180103_1569357.html

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

財政政策

小規模増値税納付者の増値税減免等政策の明確化に関する財政部、税務総局の公告

(原文: 財政部 税务总局关于明确增值税小规模纳税人减免增值税等政策的公告)

財政部 税務総局公告 2023 年第 1 号

国家税務総局など 2023 年 1 月 9 日公表

【主要内容】

- 国家税務総局は財政部と連名で、個人事業者や零細企業などを対象に、増値税の減免措置などを実施すると公表した。当局は新型コロナウイルス流行初期の20年に、小規模増値税納付者の操業再開を支援するために増値税の減免措置も実施していた³。
- 23年1月1日～23年12月31日、月商10万元以下の小規模増値税納付者に対し、増値税を免除する。
- 23年1月1日～23年12月31日、小規模増値税納付者に対し、3%の税率を適用する売上高について、1%の税率で増値税を徴収する。3%の税率（仮）を適用する増値税前払い項目について、1%の税率（仮）で増値税を事前に徴収する。
- 23年1月1日～12月31日、増値税の仕入税額控除につき以下の規定を実施する。
 - ① 生産性サービス業の納税者に対し、増値税の仕入税額として控除できる分に5%を上乗せて控除することが可能。生産性サービス業の納税者とは、郵便や通信サービス、現代サービス、生活サービスなどの提供により取得した売上高が売上高全額に占める割合が50%を超える納税者を指す。
 - ② 生活性サービス業の納税者に対し、増値税の仕入税額として控除できる分に10%を上乗せて控除することが可能。生活性サービス業の納税者とは、生活サービスの提供により取得した売上高が売上高全額に占める割合が50%を超える納税者を指す。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5183530/content.html>

金融政策

対外貿易企業のクロスボーダー人民元利用拡大への更なる支援、貿易投資利便化の促進に関する通知

(原文: 关于进一步支持外贸企业扩大人民币跨境使用 促进贸易投资便利化的通知)

商財函 [2023] 1 号

商務部など 2023 年 1 月 11 日公表

【主要内容】

- 商務部は中国人民銀行と連名で、対外貿易企業によるクロスボーダー人民元利用の拡大を支援する通達を公表した。貨物貿易やサービス貿易に加え、越境EC、コモディティ取引、保険加入などにおける人民元決済を支援する。海外投資家による人民元での対中投資を支持する他、海外プロジェクトの請負業者を対象にクロスボーダー人民元の資金集中管理（プーリング）業務を便利にする。
- 対外投資や海外プロジェクトの請負業者による人民元建て貸出の利用を奨励する。銀行がプーリングに加え、信用状（L/C）、フォーフェイティング、荷為替手形、割引、ファクタリング、立替払いなどの業務を通じ、人民元建て貿易金融における企業のニーズを満たすことを奨励する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/syxwfb/202301/20230103378668.shtml>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

³ 当時は「湖北省における小規模増値税納付者に対し、3%の税率を適用する売上高について、増値税を免除する。湖北省以外の小規模増値税納付者に対し、3%の税率を適用する売上高について、1%の税率で増値税を徴収する。3%の税率（仮）を適用する増値税前払い項目について、1%の税率（仮）で増値税を事前に徴収する」とした。

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。